**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十六年九月六日開催の臨時社員総会の決議並びに秋田県知事の認可により平成二十六年十一月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十一日

秋田県湯沢市前森三丁目三番一八号

医療法人久保胃腸科内科医院

清算人　久保　信之

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十六年十二月二十二日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十一日

京都府宇治市炭山土井谷一六番地

医療法人社団かつき診療所

清算人　香月　昭人

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十六年二月十九日開催の社員総会の決議及び平成二十六年十一月二十八日付け大阪市保健所長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十一日

大阪市西成区長橋二丁目五番二九号

医療法人ヒューマンライツ健康協会

清算人　寺嶋　公典

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十七年一月九日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十一日

宮城県石巻市南境字鶴巻三三番地一

石巻市南境土地区画整理組合

代表清算人　梶原　宗一

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十一日

千葉県館山市北条一六三四番地

社団法人よいおこないを推進する会

代表清算人　本間　明

**解散公告（第三回）**

当財団は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十一日

千葉県館山市北条一六三四番地　館山信用金庫内

安房郡市警察官・消防職員等賞じゅつ金財団

代表清算人　本間　明

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十六年十一月十八日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十一日

兵庫県養父市口米地八番地の二

口米地生産森林組合

代表清算人　山本　徹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道帯広市西二一条南二丁目二八番、最後の住所北海道帯広市西二一条南二丁目二八番二四号　被相続人　亡　長崎　芳美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十一日

北海道帯広市西二条南一一丁目一二番地天光堂ビル三階阪口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阪口　剛

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍不明、最後の住所北海道苫小牧市啓北町二丁目三番一〇号　被相続人　亡　山道松次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十一日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目タイムスビル六階　札幌リアル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関口　和矢

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍不明、最後の住所北海道苫小牧市字中野七九番地　被相続人　亡　池田スミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十一日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目タイムスビル六階　札幌リアル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関口　和矢

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍不明、最後の住所北海道苫小牧市字勇払鉄道用地　被相続人　亡　中野　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十一日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目タイムスビル六階　札幌リアル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関口　和矢

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県三戸郡南部町大字鳥舌内字中山一三番地、最後の住所東京都江東区大島一丁目二一番一二号　被相続人　亡　中山末太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十一日

青森県八戸市根城五丁目一三番一七号　弁護士法人たいよう総合法律経済事務所

相続財産管理人　弁護士　上野　大輔

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県いわき市平中平窪字高儘一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　相田　裕之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十一日

福島県いわき市平字作町一丁目九番三号

村山ビル四―A号室　磐城総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　新妻　弘道

## 第35期決算公告

平成26年11月28日　東京都港区虎ノ門三丁目8番21号

**パシフィックホールディングス株式会社**

代表取締役　牧野　達明

**貸借対照表の要旨**

（平成26年9月30日現在）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 13,203 | 流動負債 | 177 |
| 固定資産 | 26,637 | 固定負債 | 7,504 |
| 投資その他の資産 | 26,637 | **負債合計** | **7,681** |
| | | 株主資本 | 32,159 |
| | | 資本金 | 10 |
| | | 資本剰余金 | 8,114 |
| | | 資本剰余金 | 24,034 |
| | | 利益準備金 | 2 |
| | | その他利益剰余金 | 24,031 |
| | | （当期純利益） | (8,897) |
| | | **純資産合計** | **32,159** |
| **資産合計** | **39,840** | **負債・純資産合計** | **39,840** |